

九州管内における児童発達支援・放課後等デイサービス施設における 災害への備えに関する研究

鹿児島大学 医学部保健学科 地域包括看護学講座 日隈 利香
鹿児島大学 医学部保健学科 地域包括看護学講座 稲留 直子

はじめに

現在はコロナ禍の中にあり、今後 30 年以内に南海トラフ巨大地震や北海道沖千島海溝沿い根室沖巨大地震が発生する確率は 80%程度と言われている。児童発達支援・放課後等デイサービス施設においても感染防止のために 3 密防止や一定の避難間隔を取り、手洗いやマスク着用といった感染に備えるなど、災害避難の在り方を常日頃から考えておく必要がある。

しかし発達障害児は日常生活の変化が苦手な場合が多く、災害といった非日常時には特に児童の特性を考慮した適切な支援が求められている。災害はいつどこで発生するかは判らないため、発達障害を抱えた児童が通う施設では予めより災害に対する十分な備えに取り組みなくてはならない。令和元年度に鹿児島市における発達支援・放課後等デイサービス施設 170 箇所における災害への取り組みについて基礎調査を実施したところ、各施設間により対策の差があるものの全体的傾向として災害への備えは十分とは言えないことが明らかになった。

そこで今回、対象地域を広げ、九州管内の県庁所在地に設置された、児童発達支援・放課後等デイサービス施設における災害への現状を明らかにすることを目的に調査研究を実施した。

研究方法

研究対象者：2020 年 10 月 1 日現在、各県がホームページ上で公表している 710 ヶ所の児童発達支援・放課後等デイサービス施設の管理者。但し、鹿児島市は前年度に同様の調査を実施したため、令和 2 年 10 月 1 日時点で新設されている施設のみを対象とした。

調査対象内訳：鹿児島市 36 ヶ所、宮崎 55 ヶ所、熊本 180 ヶ所、長崎 76 ヶ所、福岡 219 ヶ所、佐賀 57 ヶ所、大分 87 ヶ所

調査方法：自記式郵送調査

質問用紙：過去に発達障害情報・支援センターにより実施された調査報告書を参考に作成した令和元年に使用した物と同じ、オリジナルのアンケート用紙を用いた。

質問項目：①児童発達支援・放課後等デイサービス施設の施設概要

②災害時の飲料水や非常食の常備の有無、懐中電灯や携帯ラジオ、簡易トイレなどの災害時備品の常備の有無、各児童に対する個別サポートブックの作成状況、心理専門スタッフの有無、地域の危機管理課などの緊急連絡先作成の有無など、各施設における災害を想定とした具体的な備えについて

分析方法：Excel を用いてデータをまとめ、統計ソフト SPSS26.0J for Windows を用いた
今回、地域別には分析せず、九州全域を一纏めにして分析を行った

倫理的配慮：本研究はヘルシンキ宣言（2008 年ソウル修正）に従って実施した。具体的には、研究対象者の人権擁護を厳守するために、得られたデータは個人が特定されないように、質問用紙、返信用封筒共に無記名にて回答していただくなど、十分に配慮して研究を進めた。調査対象者に対して文書にて本研究の目的・方法についての趣旨を説明し、調査紙の返信をもって研究協力者の承諾を得たものとした。

用語の定義

児童発達支援事業所とは：

障害のある児童を通所させて、日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行う事業所である。障害児の通所サービスは、以前は障害種別ごとに分かれていたが、2012年度の児童福祉法改正により一元化され、児童発達支援センターと児童発達支援事業所（これまでの知的障害児通園施設や児童デイサービス事業所等）で実施されている。児童発達支援事業所は、児童発達支援施設と放課後等デイサービス施設に分けられている。

児童発達支援施設とは：

主に未就学の障害のある子どもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられている。具体的には、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児が対象であり、市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要があると認められた児童や保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童等に支援を行う施設である。

放課後等デイサービスとは：

主に障害児に対し授業の終了後又は休業日に通所させ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設である。対象者は、学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学し、障害手帳、療育手帳（※「愛の手帳」「みどりの手帳」と呼ぶ地域もある）、精神障害者保健福祉手帳などの手帳を所持するか、発達の特性について医師の診断書がある6歳から18歳までの児童である。

研究成果

研究依頼施設：九州各県の県庁所在地に設置されている施設 710 ヶ所

調査紙票配布施設内訳：鹿児島市 36 ヶ所 宮崎市 55 ヶ所 熊本 180 ヶ所 長崎 76 ヶ所
福岡 219 ヶ所 佐賀 57 ヶ所 大分 87 ヶ所

調査紙票配布数：合計 710 票 研究協力数：195 票 有効票：194 票

調査紙票回収施設内訳：鹿児島市 18 ヶ所 宮崎 20 ヶ所 熊本 37 ヶ所 長崎 16 ヶ所
福岡 48 ヶ所 佐賀 27 ヶ所 大分 23 ヶ所 不明 4 か所

調査紙票回収率：27.5% 有効回答率：27.3%

I. 施設概要

施設概要は、児童発達支援施設 23 か所（11.9%）、放課後等デイサービス 118 ヶ所（61.1%）、児童発達支援施設・放課後等デイサービス施設の両方を実施している施設 52 ヶ所（26.9%）であった。

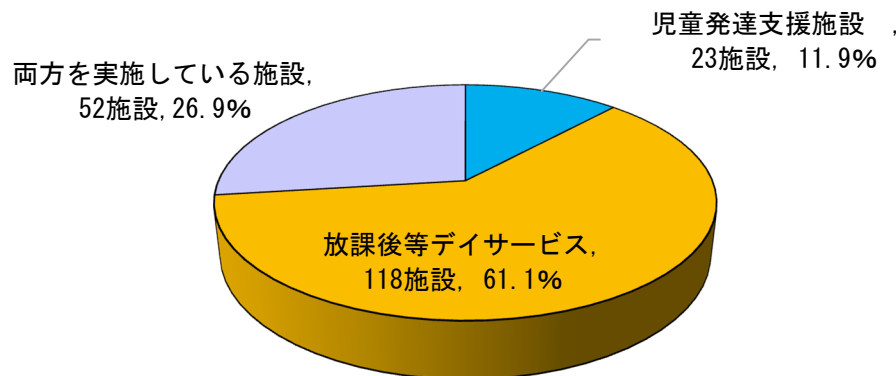


図 1. 支援の種類 (N=193)

II. 災害を想定した具体的な備え

1. 災害に備えて飲料水や非常食を常備しているか

全体の 60.6%の施設が災害に備えて飲料水や非常食を常備していると回答していた。10.4%の施設が今後常備する予定であると回答し、8.3%の施設は現在検討中であった。常備していないと回答した施設は全体の 19.7%であった。

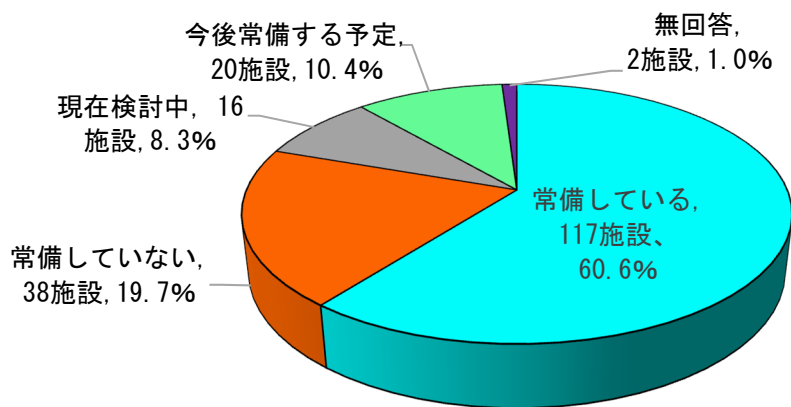


図2. 災害に備えた飲料水や非常食の常備率 (N=193)

2. 災害に備えて懐中電灯や携帯ラジオ、簡易トイレや毛布、救急医薬品など災害時の備品を常備しているか

全体の59.1%の施設が、災害に備えて懐中電灯や携帯ラジオ、簡易トイレや毛布、救急医薬品など災害時の備品を常備していると回答し、今後常備する予定の施設は10.9%であった。常備していないと回答した施設は全体の20.7%であった。

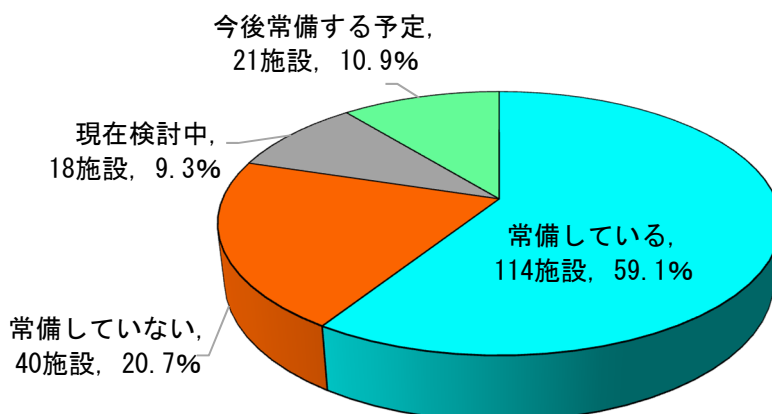


図3. 災害時必要な備品の常備率 (N=193)

3. 子ども一人一人の特徴を記入した個別サポートブックを作成しているか

災害時に対応出来るように、子ども達一人一人に対する配慮点（アレルギーの有無、本人の行動の特徴等）を書き込んだ個別のサポートブックを作成していると回答した施設は全体の30.6%、今後作成予定と回答した施設は10.9%であった。災害時用には作成していないと回答した施設は全体の57.0%であった。

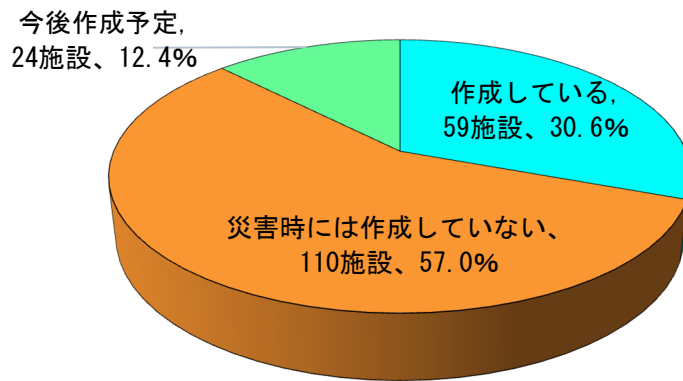


図4. 個別サポートブック作成の有無 (N=193)

4. 被災による PTSD 発生時に相談できる心理専門のスタッフが施設内にいるか

被災後、情緒的反応の一つとして「PTSD (外傷性ストレス障害)」を引き起こすことがあり、体験後数か月経ってから症状が現れることもあり、低年齢児ほど影響を受けやすい。

災害発生等非常時に直ぐに相談し対処できる心理専門職職員が施設内に在籍していることが望ましいが、現状としては、心理専門スタッフが常勤として勤務している施設は全体の11.9%、非常勤スタッフとして勤務している施設は3.1%であった。また定期的にアドバイスを得る体制がある施設は全体の6.2%であった。施設内に心理専門職が不在で且つアドバイスを得る体制も整備されていない施設は全体の38.3%であった。

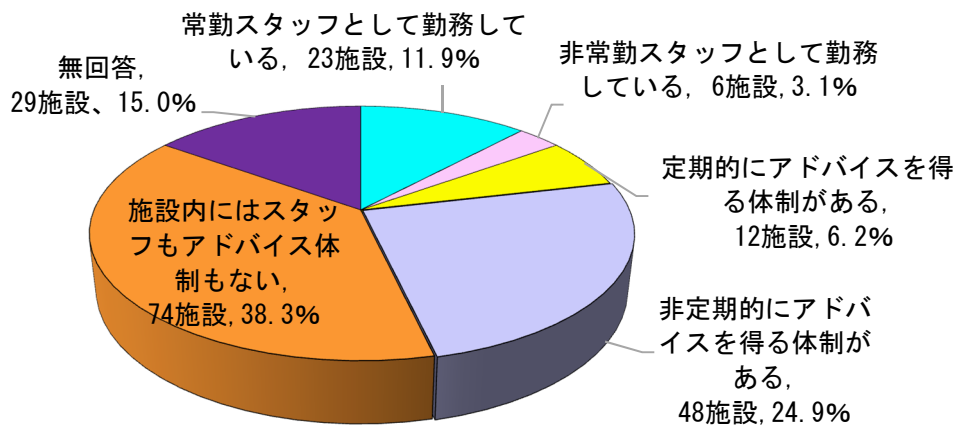


図5. PTSD発症時の心理専門スタッフの支援の有無 (N=193)

5. 管轄の災害救助業務を行っている地域福祉課や防災に関する業務を行っている危機管理課などの緊急連絡先を作成しているか

全体の約53.3%が緊急連絡先を作成しており、現時点は作成してはいるが、今後作成予定の施設は10.9%、現在作成中の施設は3.1%と、全体の約67.3%の施設で緊急連絡先を準備していることが明らかになった。

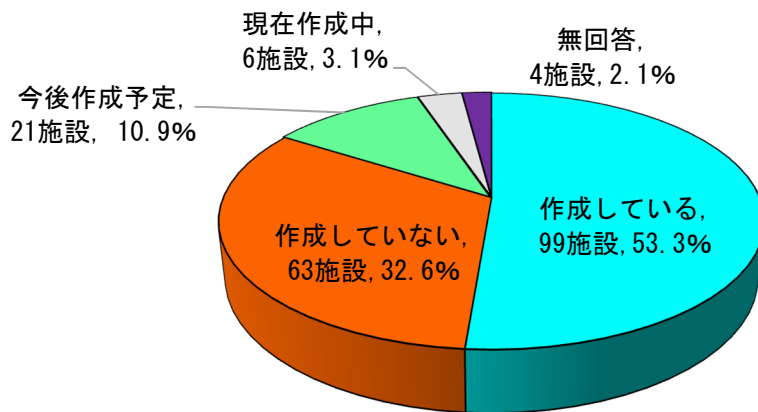


図6. 緊急連絡先の作成状況 (N=193)

考察

今回、九州管内の県庁所在地に設置されている児童発達支援・放課後デイサービス施設 710 ヶ所における災害への備えに関する調査を実施した。災害に備えて飲料水や非常食の準備状況については、本来全施設で常備する事が望ましいと考えるが、常備している施設は約 6 割、今後常備予定の施設が 1 割という結果であった。懐中電灯や携帯ラジオ、簡易トイレや毛布、救急医薬品などの被災時に必要と考えられる備品に関しても全施設での常備が求められるが、常備している施設は約 6 割、今後常備を予定している施設は約 1 割であった。

災害時に対応出来るように、子ども達一人一人に対する配慮（アレルギーの有無、本人の行動の特徴等）について書き込んだ『個別のサポートブック』を作成していないと回答した施設は全体の約 6 割を占め、作成していると回答した施設は九州管内全体の約 3 割、今後作成予定と回答した施設は約 1 割にとどまっていた。災害直後は社会全体が混乱し社会的弱者である子どもが被害者となる可能性が高い。特に発達障害児は問題が起きたときにパニック等の症状を引き起こすことも考えられる。個別サポートブックの準備は対象児の行動の特徴やアレルギーの有無などを記載しているため、緊急時に様々な支援者が発達障害児へ適切な支援を行うために、これらの準備は必要不可欠であると考えられる。

管轄内の災害救助業務を行っている地域福祉課や防災関連業務を行っている危機管理課などの緊急連絡先作成状況については、九州管内全体の約 7 割の施設が、作成済・現在作成中・今後作成予定と回答しており、少しずつ整備が進んでいることが明らかになった。

その他、災害を体験した場合、体験後数か月経って PTSD の症状が現れることがあり、低年齢層影響を受けやすいと言われている。実際、東日本大震災の後の調査にて、震災直後に生まれた子どもたちに多動や攻撃性といった情緒や行動上の問題や語彙の遅れ傾向等が見られること、震災の記憶が直接なくても震災が子どもに悪影響を与えていること等が指摘されている。また、被災した子どもたちだけではなく子どもたちを支援する施設職員も被災者であることから職員に対しても継続的な心理ケアが必要である。しかしながら、心理専門のスタッフが勤務している施設は常勤・非常勤と合わせて約 2 割弱に留まっていた。施設内に心理専門職が不在で且つアドバイスを得る体制すら整備されていない施設は全体の約 4 割にも上っていた。

災害発生時に迅速かつ適切に支援を受けるために現体制では充分ではないため、今後は、全県其々において災害対策に関する基準を作り、災害対策の予算化、防災・減災についての啓蒙活動を行うなど、各県其々が組織として取り組み、支援の拡充を図る事が望まれる。

謝辞

本研究を実施するにあたり、研究に御協力下さいました、九州各県の児童発達支援・放課後デイサービス施設管理者様方に深く感謝いたします。